

高知大学寄附講座及び寄附研究部門規則

平成19年6月6日
規則第11号

最終改正 令和5年3月28日規則第132号

(趣旨)

第1条 高知大学（以下「本学」という。）における寄附講座及び寄附研究部門（以下「寄附講座等」という。）の設置及び運営については、この規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 寄附講座等は、奨学を目的とする民間等からの寄附を有効に活用して、本学の主体性の下に設置運営し、もって本学の教育研究の進展及び充実に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附講座 講座において行われる教育研究に相当するものを実施するもので、民間等からの寄附により教員給与、研究費、旅費及び光熱水料等その運営に必要な経費を賄うものをいう。
- (2) 寄附研究部門 研究部門において行われる研究に相当するものを実施するもので、民間等からの寄附により教員給与、研究費、旅費及び光熱水料等その運営に必要な経費を賄うものをいう。
- (3) 部局 各学系、各部門、各学部、大学院総合人間自然科学研究科各専攻、各学内共同教育研究施設、海洋コア国際研究所及び保健管理センターをいう。
- (4) 部局長 前号に規定する部局の長をいう。

(名称)

第4条 寄附講座等には、当該寄附講座等における教育研究の内容を示す名称を付するものとする。

- 2 寄附講座等の名称について寄附者から申出があった場合は、寄附者が明らかとなるような字句を付することができる。

(設置の申請)

第5条 部局長は、民間等から寄附講座等の設置に係る経費の寄附の申込みがあった場合

において、当該寄附講座等の設置が本学の教育研究の進展及び充実に有益であると認め
たときは、当該部局の教授会又はそれに代わる機関の議を経て、学長にその設置を申請
することができる。

2 前項の申請は、次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 寄附申込書（別紙様式第1号）
- (2) 寄附講座等の概要（別紙様式第2号）
- (3) 担当教員予定者履歴書（別紙様式第3号）及び就任承諾書（別紙様式第4号）
（設置の決定）

第6条 学長は、前条の申請があったときは、国立大学法人高知大学役員会の議を経て、
当該寄附講座等の設置の可否を決定するものとする。

（設置の通知及び報告）

第7条 学長は、前条の規定により寄附講座等の設置の可否を決定したときは、その旨を
当該部局長に通知するとともに、国立大学法人高知大学教育研究評議会に報告するもの
とする。

（存続期間等）

第8条 寄附講座等の存続期間は、原則として2年以上5年以下とする。

2 前項の期間は、更新することができる。

3 存続期間を更新する場合の手続は、設置の手続に準じて行うものとする。

（成果の公表）

第9条 部局長は、寄附講座等の存続期間が終了したときは、当該寄附講座等における教
育研究の成果の概要を取りまとめ、公表するものとする。

（寄附講座等の教員）

第10条 寄附講座等には、少なくとも教授又は准教授相当者1人及び准教授又は助教相当
者1人の教員を置くものとする。

2 寄附講座等を担当する教員の名称は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 有期雇用職員就業規則適用者
 - イ 寄附講座教授
 - ロ 寄附講座准教授
 - ハ 寄附講座助教
 - ニ 寄附研究部門教授

ホ 寄附研究部門准教授

へ 寄附研究部門助教

(2) 特任職員就業規則適用者

イ 寄附講座特任教授

ロ 寄附講座特任准教授

ハ 寄附講座特任助教

ニ 寄附研究部門特任教授

ホ 寄附研究部門特任准教授

へ 寄附研究部門特任助教

(3) 非常勤職員就業規則適用者

イ 寄附講座教員（非常勤職員）

ロ 寄附研究部門教員（非常勤職員）

3 寄附講座等を担当する教員（以下「寄附講座等教員」という。）の身分は、有期雇用職員、特任職員又は非常勤職員とする。

4 寄附講座等教員の選考は、国立大学法人高知大学教員選考規則に準じて行うものとする。

（寄附講座等教員の職務）

第 11 条 寄附講座等教員は、当該寄附講座等における教育研究に従事するほか、当該寄附講座等における教育研究の遂行に支障のない範囲内で、その他の授業又は研究指導を担当できるものとする。

（客員教授等）

第 12 条 寄附講座等教員に対しては、高知大学客員教授等選考規則の定めるところにより、客員教授、客員准教授又は客員助教を称することができる。

（経費の受入れ等）

第 13 条 寄附講座等に係る経費は、その存続期間に係る総額を一括して受け入れることを原則とする。ただし、継続して受け入れることが確実であるときは、年度ごとに必要な経費を分割して受け入れることができる。

2 前項の経費は、高知大学寄附金受入及び経理事務取扱規則に定めるところにより寄附金として受け入れ、経理するものとする。

（内容等の変更）

第 14 条 寄附講座等の内容等を大きく変更しようとする場合の手続は、設置の手続に準じて行うものとする。

(特許等の取扱い)

第 15 条 寄附講座等教員が行った発明等に係る特許等の取扱いについては、高知大学発明規則の定めるところによる。

(雑則)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、寄附講座等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 6 月 6 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 26 日規則第 127 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 31 日規則第 124 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 9 月 27 日規則第 29 号)

この規則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 29 日規則第 115 号)

この規則は、平成 25 年 3 月 29 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 9 月 10 日規則第 20 号)

この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月 28 日規則第 132 号)

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式第1号（第5条関係）

寄 附 申 込 書

年 月 日

高知大学長 殿

寄 附 者

住 所

氏 名

（法人にあつては、代表者の職・氏名）

下記のとおり寄附講座等の設置に係る経費等を寄附します。

記

1 寄附講座等の名称

2 設置目的

3 設置期間

4 寄附講座等の運営経費等

（例）寄附講座等の運営に必要な一切の経費等（教員給与、研究費、旅費及び光熱水料等）を寄附金により負担する。

5 寄附金額 総額 円

6 寄附方法

別紙様式第2号（第5条関係）

寄 附 講 座 等 の 概 要

- 1 部局名
- 2 寄附講座等の名称
- 3 寄附者
- 4 寄附者の概要
- 5 寄附予定額（施設設備等を併せて寄附する場合はその概要）
- 6 寄附の時期及び期間
- 7 寄附金の使途
- 8 寄附方法
- 9 担当教員予定者名及び職名
- 10 寄附講座等の教育研究領域の概要（カリキュラムを含む。）
（寄附研究部門にあつては研究目的及び研究課題）
- 11 現有組織の構成状況及びそれらに照らした寄附受入の必要性

別紙様式第3号（第5条関係）

担当教員予定者履歴書

氏名		男・女	本籍地	
生年月日（年齢）	年 月 日（ 歳）	現住所		
学 歴 等				
年 月	事 項			
職 歴				
年 月	事 項			
学会及び社会における活動等				
年 月	事 項			
賞 罰				
年 月	事 項			
上記のとおり相違ありません。				
年 月 日				
氏 名				

(注)

- 1 「学歴等」の欄には、大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上と認められる学校卒業以上の学歴を有する者は、これらの学歴のすべてについて記入し、その他の者は、最終学歴について記入すること。なお、学位、称号等についても同欄に記入すること。
- 2 「職歴」の欄には、職歴のすべてについて記入し、職名、地位等についても明記すること。
- 3 「学会及び社会における活動等」の欄には、本人の専攻、研究分野等に関連した事項についてのみ記入すること。

別紙様式第4号（第5条関係）

就 任 承 諾 書

年 月 日

高知大学長 殿

氏 名

私は、高知大学〇〇〇〇寄附講座（寄附研究部門）設置の上は、当該寄附講座（当該寄附研究部門）担当の教員として、 年 月 日から就任することを承諾します。